

使用済 小型家電の 回収が始まります

小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅やレアメタルなど、有用金属が多く含まれています。一方で、鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。このため、伯耆町では使用済み小型家電のリサイクルを推進するため、使用済み小型家電の回収を開始します。

主な対象品目(例) 電気や電池で動く製品が広く対象となります。

(例)



この他にも、幅広い製品が小型家電に含まれます。

※バッテリーは外して出してください。

詳しくは裏面をご覧ください。

回収できないもの

事業所から出されたもの

産業廃棄物

石油ファンヒーター、石油ヒーターなど燃料を使用するもの

不燃粗大

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

家電リサイクル対象品

ガスや油脂が含まれているもの

不燃(※ガスや油脂を抜いてください)

こたつ、電気カーペット・あんかなどの可燃部分があるもの

コントローラー部は可

加熱式たばこ、電子たばこ

回収できませんので、販売店・製造元にご確認ください

回収場所と利用時間

回収場所	回収できるもの	利用時間
本庁舎	回収ボックスの投入口に入るもの(25cm×10cm)	平日 8:30～17:15 ※役場の開庁日のみ
分庁舎		
回収ボックスに入らないものは、清掃センター(伯耆町福島302-39TEL0859-62-1747)に持込んでください。		平日 8:30～13:00 ※祝祭日を除く

問合せ先

伯耆町役場地域整備課 TEL 0859-68-5539

対象品目

- ◆ 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具（ファクシミリはトナーを外してください）
- ◆ 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- ◆ ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（テレビ本体を除く）
- ◆ デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダーその他の映像用機械器具
- ◆ デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具、光ディスク装置その他の記憶装置（スピーカー・レコードプレーヤーを除く）
- ◆ パーソナルコンピュータ ◆ 磁気ディスク装置 ◆ プリンターその他の印刷装置（トナーは外してください）
- ◆ ディスプレイその他の表示装置 ◆ 電子書籍端末 ◆ 電動ミシン
- ◆ 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- ◆ 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- ◆ ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- ◆ 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具 ◆ フィルムカメラ
- ◆ ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（冷蔵庫及び冷凍庫を除く。）
- ◆ 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（エアコンを除く。）
- ◆ 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（洗濯機及び衣類乾燥機を除く。）
- ◆ 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具（可燃物が含まれるものは除く）
- ◆ ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具 ◆ 電気マッサージ器
- ◆ ランニングマシンその他の運動用電気機械器具 ◆ 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- ◆ 蛍光灯器具その他の電気照明器具 ◆ 電子時計及び電気時計
- ◆ 電子楽器及び電気楽器 ◆ ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

対象外

町で回収できないもの

- ◆ 家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）
- ◆ 電子ピアノ・エレクトーン ◆ 電子タバコ
- ◆ 炭酸水ガスシリンダー（炭酸水メーカーは対象です）

町で回収を行うもの（不燃ごみ・混合粗大ごみ・有害ごみ など）

- ◆ 電気毛布・電気カーペット・電気アンカ・木製電気こたつ
- ◆ 掃除機の蛇腹ホース ◆ 耐熱ガラス利用商品 ◆ 石油ストーブ・石油ファンヒーター
- ◆ ウォーターサーバー ◆ 乾電池・蛍光管・電球等 ◆ 充電池

注意事項

- ※一度回収ボックスに入れられたものは、とり出しができません。
- ※個人情報が含まれるものは、各自で事前に責任をもって消去してください。
- ※異物・ごみなど使用済小型家電以外のものは回収ボックスに入れないでください。
- ※電池・バッテリーや蛍光管・電球などは事前に取り外してください。

